

# 令和5年12月「鏡野町こども基本条例」を制定しました

このまちで暮らすこどもたちは、

鏡野町の宝であり、希望であり、一人ひとりが基本的人権と多様な個性や可能性を持つ、かけがえのない存在です。

この条例は、未来を創ることもたちの最善の利益を尊重する指針として、まちのこども施策に関する基本的な考え方を示すものです。条例に定める主な内容は、次のとおりです。

## 基 本 理 念

- こどもが安全で安心して育つまちを実現するための基本理念は次のとおりです。
- 一人ひとりのこどもを権利の主体として尊重すること。
- 一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考えること。
- 一人ひとりのこどもに寄り添うこと。
- こどもを育てる家庭を支援すること。

## こどもの権利

全てのこどもは、生まれた時から次の大切な権利を持っています。

また、こどもは、自分の権利と同じようにほか人の権利も大切にします。

### 【生きる権利】

全てのこどもは、大切な命が守られ、生きる権利があります。虐待、暴力、いじめや差別を受けることがあつてはなりません。

### 【育つ権利】

全てのこどもは、医療、教育、生活などの支援、まわりの大人からの愛情や理解を受け、持つて生まれた能力を十分に伸ばし、自らしく育つ権利があります。

### 【守られる権利】

全てのこどもは、暴力や搾取、有害な労働その他幸せを奪おうとするあらゆる出来事から守られ、安全な環境で安心して過ごす権利があります。

### 【参加する権利】

全てのこどもは、ほかの人の権利も大切にしながら、自分の意見

を自由に表現し、色々な活動に参加する権利があります。

## おとなの役割

まわりの大人は、子どもの意見を大切にしながら、「どうするのがこどもにとつて一番良いか」ということを考えます。

### 【保護者の役割】

保護者は、家庭が子どもにとつて居心地の良い場所となり、子どもが愛情を受け、守られ大切にされる安心感に包まれ、自己肯定感を育くめるよう努めます。

### 【地域の人たちの役割】

こどもは、生まれ育った地域、そこで暮らす人々、学校や園、利用する施設等から様々な影響を受けて成長します。地域社会がこどもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを認識した上で、大人や地域が社会のルールをこどもに教え、互いに思いやり絆を深めながら、地域全体で子どもを見守ることが大切です。また、こどもを育てる保護者やその家族に対しても、同様に支援をしていきます。

### 【町の役割】

町は、こどもが安全で安心して育つことができるまちの実現のため、町民等と協力し、次に掲げる施策に取組みます。

○ こどもの意見を尊重し、こどもが地域社会に参加できるよう支援します。

○ こどもに関する取組の情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めます。

○ こどもが安心して暮らせるまちづくりに努めます。

○ こどもの権利を、こども自身や町民に周知し、理解を深めるよう努めます。

# こども みんなか

お問い合わせ先

鏡野町子育て支援課 担当：金平  
電話（0868）54-12991  
FAX（0868）54-12891